

重点施策実施 5 か年計画（抄）

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い

共に生きる社会へのさらなる取組～

平成 19 年 12 月 25 日

障害者施策推進本部決定

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

5 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

①障害者の雇用の場の拡大

○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進

障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

（数値目標・達成期間）

○雇用障害者数

64 万人〔25 年度〕

○各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等

各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。

(数値目標・達成期間)

○チャレンジ雇用の推進

全府省で実施〔20年度〕

○公的機関における障害者雇用の一層の促進

国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

○公的機関の障害者雇用率

すべての公的機関で障害者雇用率達成〔24年度〕

○精神障害者、発達障害者等の雇用促進

精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。

また発達障害者等について、調査研究や支援のための技法開発を進め、企業等の理解の促進等を図ることにより雇用の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

○精神障害者の雇用

・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数

0.4万人〔19年〕→1.5万人〔25年〕

・精神障害者ステップアップ雇用

常用雇用移行率 60%〔24年度〕

[障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]

○障害者の在宅就業の促進

多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を増やす。

(数値目標・達成期間)

○在宅就業支援団体登録数

16 団体〔19 年〕→100 団体〔24 年度〕

○短時間労働による障害者雇用の促進

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の雇用機会の拡大を図る。

○農業法人等への障害者雇用の推進

農業法人等における障害者雇用を推進するため、農業法人等に障害者雇用のノウハウ及び関連情報等の提供を行う。

また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人等に関連制度等の情報を提供する。

②総合的支援施策の推進

〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕

○ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等

ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。

(数値目標・達成期間)

○ハローワークを通じた障害者の就職件数

24 万件〔20～24 年度の累計〕

○障害者職業センターにおける専門的支援の推進

障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支

援力の底上げを図る。

(数値目標・達成期間)

○地域障害者職業センター

- ・ 支援対象者数 12.5 万人 [20~24 年度の累計]
- ・ 職場適応援助者 (ジョブコーチ) 支援事業における支援終了後の定着率 80%以上 [24 年度]

○障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実

障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

(数値目標・達成期間)

○障害者就業・生活支援センター

- ・ 設置数 135 [19 年] → 全障害保健福祉圏域に設置 [23 年]
- ・ 利用者の就職件数 9,000 件 [24 年度]
- ・ 就職率 50%以上 [24 年度]

○職場適応援助者 (ジョブコーチ) による支援の推進

職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者 (ジョブコーチ) の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。

(数値目標・達成期間)

○ジョブコーチ養成数

1,500 人 [18 年度] → 5,000 人 [23 年度]

○ジョブコーチ支援

支援終了後の定着率 80%以上 [24 年度]

○中途障害者等の雇用継続のための支援

在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る。

(数値目標・達成期間)

○精神障害者総合雇用支援

支援終了後の復職・雇用継続率 75% [24 年度]

○関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。

〔一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化〕

○トライアル雇用の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用（トライアル雇用）を推進する。

（数値目標・達成期間）

○トライアル雇用

対象者の常用雇用移行率 80%以上〔24年度〕

○福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備を行う。

また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。

（数値目標・達成期間）

○一般就労への年間移行者数

0.2万人〔17年度〕→0.9万人〔23年度〕

○就労移行支援の利用者数

29.2万人日分〔19年度〕→72万人日分〔23年度〕

○就労継続支援の利用者数

83.1万人日分〔19年度〕→277万人日分〔23年度〕

※「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者」は、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。

○授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水

準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

(数値目標・達成期間)

○授産施設等の平均工賃月額

12,222円〔18年度〕→平均工賃倍増を目指す〔23年度〕

○福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進

福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。

また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。

○特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進

特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。

○高等学校・大学における就労支援の推進

高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。

○障害者の就労に対する理解啓発の促進

障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発を促進する。

[障害者の職業能力開発の推進]

○公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害者の受入れを推進する。

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。

(数値目標・達成期間)

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率

41.3% [18年] →50% [24年]